

個別計画案文の検討結果

【目次】

警察庁	… 1 頁～20 頁
内閣府	…21 頁～26 頁
総務省	…27 頁
法務省	…28 頁～39 頁
文部科学省	…40 頁～46 頁
厚生労働省	…47 頁～57 頁
国土交通省	…58 頁

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁（内閣府、法務省、厚生労働省）】

施策番号 37、74、139 (214)、179、239、247、254

【事前提出した計画案文等】

第 33 回基本計画策定・推進専門委員等会議において、構成員から「ウェブサイト」という語句に統一するよう意見を受けていたことから、警察庁において、関係府省庁と協議を行っていたもの。

第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問においても、同様の意見をいただいた。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

ウェブサイトという表現とホームページという表現が混ざって使われているので、(ウェブサイト)に統一した方がよいのではないかと。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

○ 以下の計画案文について、「ホームページ」という語句を「ウェブサイト」に変更する。

第 1－4

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ウェブサイト等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】

第 2－2

(3) 更生保護の犯罪被害者等施策の周知

法務省において、心情等伝達制度等の制度を利用した被害者等の体験談等を法務省ウェブサイトに掲載するなどし、更生保護の犯罪被害者等施策の広報に努めるとともに、関係機関・団体等に対する周知に努める。【法務省】

第 3－1

(13) 刑事の手續等に関する情報提供の充実

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報の提供を行う。【法務省】

第 4－1

(17) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のウェブサイトや SNS 等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外での設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。【警察庁】

第 4－1

(42) 刑事の手續等に関する情報提供の充実

イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の

更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報の提供を行う。【法務省】

第4-3

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

特定非営利活動法人に関しては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正を始めとした累次の改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】

第5-1

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、各地域で実施している命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進する。【文部科学省】

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供

内閣府において、配偶者からの暴力等被害者に対する支援情報等をウェブサイト等で提供する。【内閣府】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 15

【事前提出した計画案文等】

○ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察において、同制度の周知に努める。【警察庁】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 正木構成員

2行目の「カウンセラーの確実な配置」を「カウンセラーの確実かつ十分な配置」と修正していただきたい。

○ 中島構成員

公認心理師資格が制定されたことを踏まえ、従来の臨床心理士資格のみの記載がなされている文面において、公認心理師、臨床心理士（等）に修正していただきたい。臨床心理士等という書き方で含まれているという考え方もあるが、公認心理師が国家資格であることから別途記載すべきかと思われる。施策によっては両者併記されているところもあり、支障がなければ表記を統一される方が良い。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

○ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

警察庁において、各都道府県警察に対し、公認心理師・臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察において、同制度の周知に努める。【警察庁】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 56、225

【事前提出した計画案文等】

○ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】

○ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。【警察庁】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 中島構成員

公認心理師資格が制定されたことを踏まえ、従来の臨床心理士資格のみの記載がなされている文面において、公認心理師、臨床心理士（等）に修正していただきたい。臨床心理士等という書き方で含まれているという考え方もあるが、公認心理師が国家資格であることから別途記載すべきかと思われる。施策によっては両者併記されているところもあり、支障がなければ表記を統一される方が良い。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

○ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、公認心理師・臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】

○ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。【警察庁】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 17

【事前提出した計画案文等】

第 1 - 2

(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。【警察庁】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

「犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する」とあるが、もう少し積極的な紹介はできないか。警察庁のホームページの「都道府県・政令指定都市における条例等の制定状況」において条例等が紹介されているが、被害者にとっては、見舞金・貸付制度は非常に重要な情報である。この制度について取り組んでいる地方自治体の一覧を別途掲示してもよいのではないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえ、見舞金制度等を積極的に紹介する内容を計画案文に修文する。

ただし、警察庁ウェブサイトには、毎年 4 月 1 日現在で当該制度を導入している地方公共団体の一覧表を掲示している。引き続き、ウェブサイトでの掲示方法等について検討し、国民への情報提供に努めてまいりたい。

なお、第 4 の 1 (2) において、地方公共団体に対し、地域住民に地域で利用できる各種制度等の周知について要請を行う計画案文を提示しているところ、これには、見舞金制度等も含まれているものであり、各地方公共団体においても情報提供が図られるよう、警察庁として要請してまいりたい。

(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請する。また、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、国民に情報提供する。

【警察庁】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁（内閣府、厚生労働省）】

施策番号 63（再掲：169）

【事前提出した計画案文等】

第 2-1 (20)

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

第 2 の 1 (20) ア～オ各号の計画案文について、LGBT、男性被害者にも目配りした文章を検討していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

下記のとおり第 2-1 (20) のオを修文するものとする。

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 67

【事前提出した計画案文等】

第2-1

(21) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

ア 警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁】

イ 警察庁及び厚生労働省が連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、厚生労働省】

ウ 警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

施策(21)において、医師会や学会に対しての働きかけにより、「医師の養成等」を行う旨の記載を入れていただきたい。例えば、産婦人科医会ではすでに性暴力被害者への対応を推進する保健部会があり、日本トラウマティックストレス学会においても犯罪被害者の支援委員会がある。より大きな組織として医師会の存在もある。医師についても技能団体への働きかけをしていただくよう要望する。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

○ 様々な専門職の養成等に対応できるよう、下記の計画案文を追加する。次期計画下では、関係府省庁と連携し、専門職の養成等に努め、犯罪被害者等支援が充実するよう施策を進めてまいりたい。

(21) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

エ 上記施策のほか、警察庁において、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 77

【事前提出した計画案文等】

- 警察における再被害防止措置の推進
警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省からそれらの者の出所情報の提供を受け、出所後の定期的な所在確認を実施するなどの対策に努める。

【構成員の質問・意見】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

○太田構成員

警察における再被害防止措置の推進というところに関する意見ですけれども、今回ここに改訂の案文が入りまして、「再犯防止を図るため」という文言が入ったのは非常にいいかと、内容がはっきりしたと思うんですが、そうすると再犯防止を図るために何をやっているかということ、出所後の定期的な所在確認を実施するなど、「など」というのがありますけれども、定期的な所在確認を実施することがなぜ再犯防止につながるのかということをはっきりしないので、これはもう少しいろんなことをやっているの、そこをもう少し書いたほうがいいのではないかと思います。ちょっと書きぶりが難しいかと思うんですが、例えば面談などを行うようになっていたりとか、そういったことを含めて書いたほうがいいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○伊藤構成員

「出所後の定期的な所在確認の実施」だけでよいか。小児を対象にした性犯罪は再犯の恐れが高いので、もっと積極的な被害防止策が必要。子供を守るための踏み込んだ対策を明記してほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり修正することとする。

警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省からそれらの者の出所情報の提供を受け、定期的な所在確認を実施し、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うほか、関係機関・団体との連携に努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 90～96

【事前提出した計画案文等】

警察において、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や警察職員に対する児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、児童虐待への対応力の強化を図る。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

第 2—2 安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成 31 年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (<https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf>)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV 対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV 対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成 31 年 3 月 19 日 児童虐待防止対策関係閣僚会議決定)中の(6) DV 対応と児童虐待対応との連携強化等について、① DV 対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化については、政府内の協議の結果、内閣府及び厚生労働省がその対応を行っているところであり、本事前通告質問に対して警察庁から回答することは差し控えたい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 125

【事前提出した計画案文等】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18関係）

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 警察において、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。【警察庁】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

「性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。」となっているが、「性犯罪証拠採取キットを整備する取組及び被害者のプライバシーを保護する方向での保管体制を整備する取組を進める」としていただきたい。（正木構成員）

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の御意見を踏まえて、下記のとおり追記することとする。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18関係）

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 警察において、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めるとともに、被害者のプライバシーの保護に配慮して資料を保管する。【警察庁】

（回答要旨）

警察においては、現在、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めているところ、医療機関等において、警察への届出を躊躇する性犯罪被害者から証拠となり得る資料を採取した場合には、警察署等において、被害者のプライバシー保護に配慮して資料を保管している。

医療機関等に対する性犯罪証拠採取キットの整備拡充に当たっては、引き続き、採取された資料が被害者のプライバシーの保護に配慮した形で保管されるよう、各県の実情を踏まえつつ、医療機関等とも協議して取組を進めてまいりたい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 159

【事前提出した計画案文等】

第4-1

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。【警察庁】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

3行目「盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。」となっているが、「盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定を要請するとともに、その策定状況について適切に情報提供を行う。」と修正してほしい。要請を行ったとしても、地方自治の本旨、議会の条例制定権を侵害するものではないと思料する。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

条例は地方公共団体の議会の議決によって制定される自治立法であるため、条例の制定を地方公共団体に強く申し入れることは困難であるが、地方公共団体において、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援が促進されるよう、以下のとおり、計画案文を修正し、地方公共団体に協力してまいりたい。

第4-1

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体が条例の制定等に向けた検討を行うために必要な協力を行う。【警察庁】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 176

【事前提出した計画案文等】

○ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 飛鳥井構成員

「就職等の生活支援をはじめ」の表現は協議会レベルの連携にはややなじまない印象を受けるため、例えば「生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野」としてはどうか。また、本項目の中に「多数死傷者発生事件・事故事案における地域連携の枠組み作り」も「実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図る」べき検討課題として加えるか、好事例の紹介等を検討されたい。

○ 伊藤構成員

3行目、臨床心理士会が入っているので、社会福祉士会、精神保健福祉士会も入れてほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

○ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案を想定事例とするなど実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁（内閣府、総務省、法務省、文科省、厚労省、国交省）】

施策番号 219（再掲：253）

【事前提出した計画案文等】

第4-1

- (48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

この文面では「性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等」で広く対応できるように配慮されていると思うが、障害者を書き加え、「性犯罪被害者、障害を持つ被害者、被害児童をはじめ」としていただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

下記のとおり案文を修正するものとする。

第4-1

- (48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
各府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 248

【事前提出した計画案文等】

○ 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 武構成員

小学生にも必要なのではないかと。講演の後、アンケートを書いてもらうだけでなく、代表数名の生徒さんと話をする時間を作ってもらったことがあった。その時に生徒さんから先生も聞いたことのない悩みを話してもらい一緒に涙を流したことがあった。講演後、自分の話でよかったのだろうかとお悩むことが多いので、少しの時間でも直接、感想が聞けたことが、とてもよかった。講演後に、そんな時間をもてないでしょうか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

○ 犯罪被害者等による講演会の実施

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 252

【事前提出した計画案文等】

第5-1

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者等支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の重要性等について、シンボルマーク等の普及を図るなどし、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。【警察庁】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

(伊藤構成員)

6行目「訴えかけたい対象等に応じた」の訴えかけたいとは何か。また、若年層に広報啓発するには、インターネットを利用した広報が不可欠であり、そうした文言をここにも追記してほしい。

(武構成員)

警察庁主催の大会で、開催地の知事、市長が出席して挨拶をしてもらうが、その後の講演会やディスカッションは見てもらえないことが多い。ディスカッションの内容は、地域のことや条例のことも多く、知事や市長にも聞いてもらいたい内容なので残念でならない。話を聞いてもらうことで、意識も高まり、周りの人たちへの影響も大きい。出来たら、残って話を聞くことが当たり前になってほしい。小、中、高校そして大学に、もっと働きかけ、まずは先生から参加してもらえるように告知に工夫して力を入れてほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

各構成員の意見を踏まえ、「一般国民に対する効果的な広報啓発の実施」に関する計画案文について、以下のとおり修文する。

警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心をもってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の活用といった、広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。

また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。

さらに、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての関心と理解を深めるため、幅広く学校や民間企業等に協力を得るなどし、一層充実した啓発事業を推進する。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 269

【事前提出した計画案文等】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(20) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

<第36回専門委員等会議における事前通告質問>

(伊藤構成員)

データ（実態）を公表するだけでなく、“悲惨な”交通事故の予防策まで周知してほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

警察庁としては、犯罪被害者等基本法第20条の規定に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるため、事故類型や年齢層別に関する様々なデータを公表し、交通事故実態やその悲惨さについて周知を図っているところである。

交通事故そのものの予防策としては、交通安全教育や各種広報啓発活動等を通じた交通ルールの遵守の徹底などが考えられるが、被害者支援と直結する本計画の趣旨から外れ、ほかの項目の記載ぶりとの統一性も欠くことから、原案を維持することとしたい。

なお、警察庁においては、交通安全対策基本法及び交通安全基本計画に基づき、交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通安全思想の普及徹底を目的とした広報啓発活動や交通安全教育の推進等をはじめ、各種交通安全施策を推進しており、今後も構成員からの御意見も踏まえながら“悲惨な”交通事故を防止するための施策を強力に推進してまいりたい。

(参考)

犯罪被害者等基本法第20条

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁（内閣府、厚生労働省）】

施策番号 59～63（再掲：165～169）

【事前提出した計画案文等】

ワンストップ支援センター【P（項目名）】

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・公認心理師・臨床心理士等による支援、警察による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。【P】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

第5次男女共同参画基本計画案及び「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受け、ワンストップ支援センターにかかる項目名等を以下のとおり変更する。

ワンストップ支援センターの体制強化

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織。以下「ワンストップ支援センター」という。）の体制を強化するため、以下の施策を推進する。

※以下、ア～エの各号については、変更なし。

※オについては、別途、変更した計画案文を提出。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 82

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

【当庁での検討を踏まえての修正結果】

かつては、児童虐待を防止するために必要な情報の交換を行う場として各自治体が設置する連絡会議等を「児童虐待防止ネットワーク」と総称していたが、現在は、児童福祉法に基づき、関係機関の合議体として、各自治体に「要保護児童対策地域協議会」を設けることとされていることから、計画案文中の名称を変更することとする。

- 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 107

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

エ 警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の研修を採り入れるなど、効果的な研修の実施に努める。【警察庁】

ク 警察において、児童からの聴取に当たる警察官等に対し、児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての指導・教養を実施する。【警察庁】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

「職員等に対する研修の充実等」の項目全体を改めて精査した結果、上記「エ」及び「ク」の計画案文は内容が重複すると認められたことから、以下のとおり1つの計画案文に統合することとする。

- 警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の研修を採り入れるなど、児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての効果的な研修の実施に努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【警察庁】

施策番号 108

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

オ 警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。【警察庁】

カ 警察において、男性やLGBTの方の性被害について、被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。【警察庁】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

検討の結果、上記オ・カの計画案文については以下のとおり統合することとする。

○ 職員等に対する研修の充実等

- ・ 警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、男性やLGBTの方が被害を受けた場合の対応を含めて、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。

個別計画案文の検討結果

省庁名【内閣府】

施策番号 59 (再掲: 165)

【事前提出した計画案文等】

(20) ワンストップ支援センター【P(項目名)】

ア 内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24 時間 365 日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。【内閣府】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

「運営の安定化及び質の向上を図る。」の前に「財源の確保をし」という文言を入れてほしい。また、7 行目の「被害者支援センター」は「ワンストップ支援センター」の誤記ではないか。もし、誤記でないのであれば ワンストップ支援センターの増設についての記述を盛り込んでほしい。さらに、アクセス障害の解消についても「増設等」の「等」に入れ込まず明記して盛り込んでいただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

- ・「財源の確保」については、全体に係るものであり、本項目のみに記載するのは適当ではない。
- ・被害者が支援にアクセスしやすいよう「支援センター」を増設することとしており、その形態が「ワンストップ支援センター」とは限らないことから、本記述としている。

個別計画案文の検討結果

省庁名【内閣府】

施策番号 90～96

【事前提出した計画案文等】

2-2

(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

第2-2安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (<https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf>)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。

※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適格な対応において(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2(13)で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

追加分の修正

2-2-(13)

オ 内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。【内閣府、厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【内閣府】

施策番号 98

【事前提出した計画案文等】

第2-2-(15) 再被害の防止に資する教育の実施等

法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

第2-2「(15)再被害の防止に資する教育の実施等」の施策は、法務省における矯正施設の被収容者についてのみ書かれているが、第5次男女共同参画基本計画において「被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う。」とあることから、検討されている施策も加えていただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

第2-2-(15)

【追加】

内閣府において、DV被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、本格実施に向けた検討を行う。

【内閣府】

個別計画案文の検討結果

省庁名【内閣府】

施策番号 104

【事前提出した計画案文等】

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第 19 条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターの相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修の実施を検討する。さらに、基礎知識についてオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める。【内閣府】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

「ワンストップ支援センターの相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続する」とあるが、民間被害者支援団体や関係機関等の職員も研修を受ける機会があるのであれば、医療関係者のあとに「等」を入れたらどうか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

本項目は、継続して実施している相談員、行政職員、医療関係者の研修を指すものである。このため、「等」の追記は適さない。

個別計画案文の検討結果

省庁名【内閣府】

施策番号 255

【事前提出した計画案文等】

第 5-1-(13)

(13) 若年層に対する広報・啓発

内閣府において、毎年4月の「若年層に対する性暴力被害防止月間（仮）」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

2行目「広報媒体を活用した啓発活動」となっているところを「広報媒体を活用した加害者にも被害者にもならないための啓発活動」と修文してほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

本啓発活動は、社会全体の意識啓発も含むものであり、ご指摘についてはなじみにくい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【内閣府】

施策番号 173

【事前提出した計画案文等】

第 4-1-(13)

(13) 地方公共団体の取組に対する支援

内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係る取組の充実を図る。【内閣府】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【修正案】

第 4-1-(13)

1 修文

(13) 地方公共団体の**配偶者暴力被害者支援**の取組に対する支援

内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係る取組の充実を図る。【内閣府】

2 順序

(12) については、犯罪被害者に係る総論的な事項であり、(13) は配偶者暴力という各論であることから、順番を入れ替えていただきたい。

【順序】

(11) ワンストップ支援センター【P（項目名）】

(8) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

(9) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

(10) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

(13) 地方公共団体の**配偶者暴力被害者支援**の取組に対する支援

(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

個別計画案文の検討結果

省庁名【総務省】

施策番号 86

【事前提出した計画案文等】

○ 犯罪被害者等に課する情報の保護

市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 中島構成員

市町村において、DV、ストーカー対応として個人情報の保護を徹底することは非常に重要と思われる。具体的に文面に盛り込むことができるかわからないが、東日本大震災において、避難者の身元確認の際に、そこまでの配慮がかなわず加害配偶者に居住地が知られてしまった事案があると聞いている。緊急時での情報開示の在り方について検討していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」（以下「支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより支援措置が実施されているところである。

また、これまで、住民基本台帳担当部局と同様に措置を講ずるべき他の部局においても、支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、これらの部局との連携を取ることが適当である旨を、住民基本台帳事務処理要領等をはじめ累次の通知を发出してきたところである。

計画の案文については、各市区町村における支援措置の実施に当たっては、平時に限らず災害時においても上記法令等や通知に従い、適切に事務が執行されるべきものと考えていることから、原案を維持することとしたいが、構成員からの御意見を踏まえて、今後とも支援措置の適正な執行が徹底されるよう、必要に応じて市区町村に通知を发出するなど、適切に対応してまいりたい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 1

【事前提出した計画案文等】

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

所得制限はなくしてほしい。誰も犯罪被害に遭うとは思っていない。所得が少し高いために制度が使えないことが出てきてはいけない。所得に関係なく必要な人が使える制度になってほしい。(武構成員)

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【検討結果】

資力要件の撤廃については、犯罪被害者以外の方々に対する法的支援との均衡や国費負担の在り方の観点から慎重に検討する必要があり、現在の厳しい財政事情の下で、その実現は困難であるから、検討の対象外とすべきである。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 12

【事前提出した計画案文等】

○(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

ア 警察庁において、関係府省庁等と連携しながら、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。

イ 法務省において、令和元年の民事執行法改正の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携しながら、公的機関による犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を行う。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○正木構成員

3行目の「諸外国における」の前に「先進的な制度を導入している」という文言を入れてほしい。すなわち、「先進的な制度を導入している諸外国における」としていただきたい。また、最後の部分は「調査研究を行う。」となっているが、「調査研究を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。」と修正していただきたい。同(7)アの「警察庁」の計画案文は「調査検討を行う」だけでなく、「調査検討を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う」となっている。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【計画案文】

第 1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第 12 条関係）

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

ア 警察庁において、関係府省庁等と連携しながら、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。

イ 法務省において、令和元年の民事執行法改正の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携しながら、公的機関による犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する先進的な制度を導入している諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 90～96

【事前提出した計画案文等】

平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、児童虐待の早期対応に関する案文について、第4次被害者等基本計画に盛り込むべきか検討することとなった。

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

第2-2安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (<https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf>)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。

※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適格な対応において(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2(13)で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。(中島構成員)

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【計画案文】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保(基本法第15条関係)

(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

- 法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 99（再掲：153）

【事前提出した計画案文等】

○ 再被害の防止に資する教育の実施等

法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 伊藤構成員からの意見

4 行目「改善指導・矯正教育等の充実に努める。」について、充実させるには指導・教育内容の効果検証が不可欠と考える。事後評価や検証を行うといったことを明記してほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保（基本法第 15 条関係）

（15） 再被害の防止に資する教育の実施等

法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の更なる充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討する。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 101

【事前提出した計画案文等】

(16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

イ ストーカー行為等により刑事施設に收容され仮釈放になった者及び保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

中曽根構成員事前通告質問

「ストーカー行為等により…」となっているが、他の罪名（性犯罪・性暴力・DV）も言葉として入れてはどうか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【計画案文】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

イ ストーカー事案や配偶者暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案により刑事施設に收容され仮釈放になった者及び保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。

(検討結果について補足)

保護観察においては、保護観察対象者の罪名を問わず、警察と指導上必要な連携を行っているところ、その中でも特に被害者に対する再加害のおそれ大きいストーカー行為等について保護観察所と警察が緊密に連携し、当該対象者が被害者への接触を試みているなどの特異動向を双方で迅速に把握することとしている。

つきまとい等が犯罪に関連している場合には、保護観察対象者の罪名を問わず、上記対応をとっているところ、性犯罪については、加害者と被害者が顔見知りでなく、特定の被害者へ接触のおそれが小さい事案も多く含まれることから、案文において「性犯罪」を包括的に取り上げることは差し控えたい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 110 (再掲 : 228)

【事前提出した計画案文等】

○ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

【構成員からの意見・質問】

○ 飛鳥井構成員からの意見

検察官、検察事務官においても二次的被害の防止は勿論のこと重要な課題であるため、文末に「…職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修の充実を図り、職員の対応の向上と二次的被害の防止に努める。」と明示することを検討されたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【計画案文】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ケ 法務省において、二次的被害の防止の重要性をも踏まえ、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 134、135

【事前提出した計画案文等】

- 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底（項目番号 第3 1 (10)）
法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。
- 少年審判の傍聴制度の周知徹底（項目番号 第3 1 (11)）
法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。

【構成員からの意見・質問】

- 武構成員からの意見
突然に事件の被害者になるので、大人の事件と少年事件との違いも分からないので、丁寧な説明が必要だということを知ってほしい。
- 武構成員からの意見
(10)と同じで、大人の事件の扱いを想像してしまうので、違いの丁寧な説明が必要。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【検討結果】

検察庁において、各地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者の方々からの様々な相談への対応を行うほか、被害者の方の状況に応じた支援活動を行っており、法務省においては、これらの被害者支援員を対象として、犯罪被害者の保護・支援についての講義を実施し、犯罪被害者に対して適切な対応を行うための研修の充実を図っている。

また、法務省において、少年審判に関連する被害者支援を含む犯罪被害者の保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしたり、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載したりするなど、犯罪被害者等に対して情報提供を行っている。

引き続き、このような取組を通じて、犯罪被害者等に対するより一層充実した情報提供に努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 156

【事前提出した計画案文等】

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。【法務省】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

伊藤構成員事前通告質問

2 行目、仮釈放等審理にあたって被害者等から申出をしないと意見等が述べられないという点を改善できないか。実際には、申出が必要なことを知らない被害者等も多い。被害者等への周知を徹底するといった文言がほしい。この案文に、「被害者側の当然の権利を尊重する」というニュアンスが必要だと思う。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【検討結果】

被害者等の心情は多様であり、事件を思い出したくないという方もおられるため、被害者等に一律に連絡をして、意見等聴取の要否を確認することは差し控えるべきで、利用したい方が利用できる環境を整備するために、意見等聴取を含めた犯罪被害者等施策の広報、周知が重要であると考えている。

かかる観点から、犯罪被害者等施策説明のパンフレットの内容を工夫したり、被害者等通知に同パンフレットを同封したりしているほか、新規の計画案文（第 2・3（3））において、同施策の広報、周知に努める旨を記載している。

（参考）

第 2・2（3）更生保護の犯罪被害者等施策の周知

法務省において、心情等伝達制度等の制度を利用した被害者等の体験談等を法務省ホームページに掲載するなどし、更生保護の犯罪被害者等施策の広報に努めるとともに、関係機関・団体等に対する周知に努める。【法務省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 189、190

【事前提出した計画案文等】

(27) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図る。【法務省】

(28) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。【法務省】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

武構成員事前通告質問

保護観察官一人でたくさんの保護司を取りまとめているために負担が大きいと思うので、取りまとめる保護観察官を増やしてほしい。被害者担当保護司はもちろんのことですが、加害者を担当している数多い保護司にも被害者に関する研修をして、そのことを指導に生かしてほしい。再犯防止にもつながる。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【検討結果】

御意見を踏まえ、引き続き、必要な保護観察官の確保に努め、更生保護官署の体制整備を図ってまいりたい。

加害者を担当する保護司に対する研修においては、犯罪被害者等施策の概要や、心情等伝達制度と当該制度を踏まえた保護観察対象者の処遇に係る研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実に努めていきたい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 193、194

【事前提出した計画案文等】

- 犯罪被害者である子供の支援
法務省において、子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。
- 高齢者に関する人権相談への対応の充実
法務省において、高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や身近に高齢者と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

- 中島構成員
子どもの被害者支援に記載されていることは大変重要だと思う。ここに障害者も含めていただきたい。
- 中島構成員
高齢者の被害者支援に記載されていることは大変重要だと思う。ここに障害者も含めていただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【計画案文】

第 4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）

（3 1） 犯罪被害者である子供等の支援

法務省において、子供、女性、高齢者、障害のある人等からの相談により人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

（3 2） 高齢者や障害のある人に関する人権相談への対応の充実

法務省において、老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や障害のある人、また、身近に高齢者や障害のある人と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【法務省】

施策番号 201

【事前提出した計画案文等】

令和2年7月、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲、支援の在り方等について、検討・論点整理を行う検討会（「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」）を法務省内に立ち上げたことを踏まえ、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する案文について、第4次被害者等基本計画に盛り込むべきか検討することとなった。

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

新たに論点整理をして検討するというふうに報告があったにもかかわらず、国費による犯罪被害者支援弁護士制度についての言及が計画案文にないように思うのですが、その点については、検討組織を立ち上げて論点整理をするというふうに進んでいるのですが、計画案文に何らかの形で盛り込んでいただけないか。（第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における正木構成員の発言）

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【計画案文】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

（●） 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関して、法務省において、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について見直しの要否も含め検討を行う。

個別計画案文の検討結果

省庁名【 法務省 】

【事前提出した計画案文等】

- 第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問により検討したものの。

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

- 正木構成員
心情伝達の導入を盛り込んでほしい。この部分で難しければ、どこかで盛り込んでほしい。被害者は、矯正施設における心情伝達制度を強く望んでいる。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

【検討結果】

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方」の一つとして、刑事施設・少年院の長が、犯罪被害者等からの心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育にかすとともに伝達すべきものについては加害者に伝達する制度についても検討がなされていたところ、9月9日に開催された部会第29回会議において取りまとめが行われたものと承知している。

当局としては、今後、法制審議会の答申が得られた場合、その内容を踏まえ、基本計画への記載も含めて必要な検討を行うこととなる。

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 90～96

【事前提出した計画案文等】

(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

イ 文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場などにアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。【文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

中島構成員からの意見

第2-2安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成31年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (<https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf>)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。

※「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の「3 児童虐待発生時の迅速・適格な対応において(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等」の内容を踏まえ、第2-2(13)で担当府省庁となっている警察庁、文科省、厚労省においては、当該計画案文の訂正及び新規計画案文について検討する。また、内閣府及び法務省において新規計画案文について検討する。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

文部科学省では、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の関連記載(※)を踏まえ、昨年5月、学校・教育委員会等向け手引きを作成したところであり、今後は、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促すこととしているほか、昨年8月、地域の関係者向けの手引きを作成し、その活用を促したところであり、今後は、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進することとしており、今般策定する本計画においては、原案のままとしたい。

(※)「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の関連記載

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。

・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。

・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 203

【事前提出した計画案文等】

(35) 学校内における連携及び相談体制の充実

ア 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 武構成員

- ・被害者の兄弟も対象になるのか聞きたい。兄弟もいろいろな思いを抱えてしまう。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

犯罪被害者である児童生徒本人だけでなく、必要に応じて、被害者の兄弟に対する支援も行います。

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 206

【事前提出した計画案文等】

(37) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進
文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 武構成員

・被害者の兄弟は含まれているのか聞きたい。精神的にショックが大きすぎて動けなくなる。事件で誹謗中傷されたりすることもある。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

犯罪被害者である児童生徒本人だけでなく、必要に応じて、被害者の兄弟に対する支援も行います。

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 205

【事前提出した計画案文等】

教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、必要に応じ常時の相談体制を見直すなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。また、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

飛鳥井構成員からの意見

児童が犯罪被害者となった場合、すでに被害者親子と関わっている学校外の支援者と学校関係者との連携がなかなか円滑に進まないことから、支援の現場でもどかしい思いをすることがしばしばある。その問題の解決を少しでも図るために、「…教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関と連携・協力を充実・強化し…」とし、地域の民間援助団体も連携協力先として明示していただくことを強くお願いしたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員のご意見の通り、下記のとおり、修正・追記することとしたい。

教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、**犯罪被害者等早期援助団体等**の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 206

【事前提出した計画案文等】

犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

中島構成員からの意見

犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進とあるが、不登校に限定せず、学習困難や通学困難など広く学習上の問題を含む書き方にしていきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

ここでは、例えば犯罪被害者等である児童生徒が長期にわたって欠席の状態となり、家庭訪問等以外に学校の教職員等が相談支援を行うことが困難となった場合を想定して、学校外の施設である教育支援センターでの継続的支援の促進について記載している。

なお、困難を抱えつつも学校に通うことはできているが、継続的な支援が必要な場合について、計画案文においては、以下のとおり記載しており、不登校児童生徒に限らず、相談支援を要する児童生徒について継続的に必要な対応を行っていく。

学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 245

【事前提出した計画案文等】

子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

正木構成員からの意見

1行目「被害にあった場合の対応について」となっているところを「被害にあったことを認識し、かつその対応について」と修文してほしい。まず、子どもが被害にあったことを認識することが重要である。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員のご意見の通り、下記のとおり、修正・追記することとしたい。

子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあつたことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【文部科学省】

施策番号 246

【事前提出した計画案文等】

生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

○中島構成員

国民の理解の増進と配慮・協力の確保の取組のところで、文部科学省のほうで（3）に子供たちに対する学習の充実が書かれていると思うんですが、本日、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に当たって、かなり踏み込んだ文部科学省の方針が出されたと思います。

それは非常に評価しているところで、なぜかという、今までこの項目、実際に子供たちに犯罪被害防止教育、対応策教育という項目がずっと盛り込まれない状況にあったといういきさつがありまして、ぜひ今回の性暴力対策強化の方針で出た内容をここにしっかり案文として盛り込んでいただきたいと思います。文科省にはよろしく御検討いただきたいと思います。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○中島構成員

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に示された「子供を性暴力の当事者にしないための生命の安全教育の推進－性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要」で書かれている具体的な項目（中学校・高校でいわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先高校・大学レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知等）を反映した施策を明記していただきたい。

○正木構成員

精神的・身体的被害の防止のために教育も重要であり、その認識は会議でも一致していたと思料するが、この点について盛り込まれていないので、盛り込んでほしい。例えば、1（15）と（16）の間に入れるのはどうか。内容としては、性犯罪、性暴力強化の方針にある教育に取り組むというようなものはどうか。文部科学省において、第5の1（1）や第5の1（5）のような計画案文を検討できないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、追記することとしたい。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第 20 条関係）

（5）性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。

※備考

上記新規計画案文を、第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第 20 条関係）の（5）として配置（元々の（5）が（6）にずれる）したい。

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 28

【事前提出した計画案文等】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、
婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 中島構成員

性暴力被害者に対する婦人保護施設の利用の促進について明記していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、追記することとする。

(2) 被害直後及び中長期的な居住場所の確保

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、
婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援を推進するとともに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げ、利用促進を図る。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 31

【事前提出した計画案文等】

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

厚生労働省において、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行う。

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 中島構成員

ここで取り上げられている定着支援とはどのようなことを指しているのか。計画案文にもう少し分かりやすい記載が必要ではないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

厚生労働省において、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対し、家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等、職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を一体的に行う。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【 厚生労働省 】

施策番号 37

【事前提出した計画案文等】

○ 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○正木構成員

3行目の「リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、」の後に「さらには、直接、経済団体や労働団体に働きかけることにより、」を付け加えていただきたい。休暇制度の認知がなかなかされない現状を鑑みると、積極的に、直接、経済団体や労働団体に働きかけをしなければ、休暇制度を十分認知させることは難しいと思料する。

○伊藤構成員

「アンケートによる実態把握を行う」とあるが、対象と内容についても記す必要はないか。アンケートだけでは漠然としているので、もっと具体的に、例えば、「地方公共団体や事業主等に対する犯罪被害に関わる休暇制度の有無、必要性等について」等と追記してほしい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

正木構成員及び伊藤構成員のご意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

○ 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【 厚生労働省 】

施策番号 37

【事前提出した計画案文等】

○ 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○中島構成員

この施策については、第 1 次計画から継続されているにもかかわらず、なかなか推進されていない施策であるが、被害者のニーズは決して低くない。次期計画において、より有効性のある内容に進めることはできないのか。「リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。」とあるが、被害者がどういう状況で必要としているか、また、どのような形での実践が望ましいかなど被害者を対象とした調査を実施し、具体的な実施方法や好事例の紹介等、一歩進めていただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

中島構成員のご意見について、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を周知するリーフレットには、犯罪被害者の声を掲載しているところであり、今後とも、同リーフレットを活用し、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について周知・啓発を図ってまいりたい。

なお、他の構成員から本項目に対していただいたご意見を基に、以下の通り計画文案を修正している。

○ 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 38

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修」を実施する。犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応についての内容を充実させ、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等の知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○中島構成員

～～これらのことを踏まえて次のように施策を進めることを提案する。

○「PTSD対策専門研修」の内容の充実等

「犯罪被害者に係わる司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者および、PTSD等犯罪被害者に多く見られる精神疾患専門的治療技術を備えた医療関係者の在り方及びその養成」とし、この中に医師、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、看護師等医療関係者を含めていただきたい。施策の内容として、「PTSD対策専門研修」の充実等によって対応するというように書くことによって、新たな研修事業の発展への余地が含まれると考えられる。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、追記することとする。

※補足

現在のPTSD対策専門研修には、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に「犯罪・性犯罪被害者コース」が設けられており、研修内容には司法に関するものも含まれている。引き続きこのコースの実施により犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うことができる人材を養成していく。

(1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修」を実施する。犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な、司法も含めた専門的知識と治療対応についての内容を充実させ、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等の知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 47

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力等の児童思春期における様々な精神保健に関わる問題への対応について習得するための「思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】

【第35回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○飛鳥井構成員

「家庭内暴力等」という言葉は、子どもからの親に対する暴力を意味して使われることが多いため、「児童虐待等」とした方が良いと思われる。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員のご指摘を踏まえて、以下のように修正する。

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関わる問題への対応について習得するための「思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 48

【事前提出した計画案文等】

(11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増えていることを受け、平成 23 年度に児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化するなど、適切な援助体制を確保する。児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や改正児童福祉法等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 太田構成員

「被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施」の最初の文章の後半が、既に平成 23 年度に実施されている内容であるのに、「適切な援助体制を確保する」という今後の施策の一例であるかのような（～するなど）記載となっていて、ややわかりにくい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正することとする。

(11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増えていることを受け、平成 23 年度には児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化しており、引き続き適切な援助体制を確保する。児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や改正児童福祉法等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 61、62 (再掲: 167、168)

【事前提出した計画案文等】

(20) ワンストップ支援センター

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

第5次男女共同参画基本計画の「医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医をはじめとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。」を反映した施策を含めていただきたい。現在の文面ではあまり明確化されていないように思う。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

警察庁が中島構成員に確認したところ、本意見は、ワンストップ支援センター（病院拠点型）ではなく、犯罪被害者を受け入れる医療機関全般に対するご意見。

第5次男女共同参画基本計画における当該事項は「性犯罪・性暴力への対策の推進」に向け直接的なワンストップ支援センターの拡充等の取組に限らず、「性犯罪・性暴力への対策の推進」に関する全般的な取組を記載している。

一方、上記ウ、エで示した厚生労働省の取組は、ワンストップ支援センターの拡充等に直接的に寄与する事項を記載しており、構成員のご指摘を本項で対応することは基本計画の構成になじまないため対応できない。

しかしながら、厚生労働省としても、性犯罪・性暴力被害者の支援を行うにあたって、医療機関の果たす役割は重要であると認識しており、急性期における被害者に対する治療に関しては、本犯罪被害者等基本計画においても、地域格差のない迅速かつ適切な救急医療提供体制の整備を図ることとしている。また、第5次男女共同参画基本計画に定める性犯罪・性暴力被害者支援の取組を被害者の立場に立った効果的な支援に向け、女性健康支援センター事業において相談員として相談支援を行う医療関係者に対する研修養成等の取組を実施している。

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 69

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(23) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

【第36回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

非常に重要な施策であるが、実際にどのような形で行う予定なのか。具体的な実施についても記載できる分は記載していただきたい。（中島構成員）

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(23) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の医療機能情報をウェブサイトにおいて提供するとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 70

【事前提出した計画案文等】

(24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

- ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。【厚生労働省】

【第 35 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

この計画案文は、DV被害者等について非常に重要な施策であると思うが、実際には、現場の医師にはあまり理解が得られておらず、夫の問い合わせに対応してしまったような案件も聞いている。受診情報等の適正な取扱いについて、医療者・医療機関への周知の徹底とその具体的な方法についても文面に入れていただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

(24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

- ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」（平成 15 年 9 月 12 日付け厚生労働省医政局長通知）を厚生労働省で作成しており、医療機関等に適切な対応を求めている。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【厚生労働省】

施策番号 90～96

【事前提出した計画案文等】

(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 中島構成員

第 2 - 2 安全の確保の「(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等」について、平成 31 年に閣議決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について (<https://www.mhlw.go.jp/content/000496812.pdf>)」の児童虐待発生時の迅速・適格な対応において、「DV 対応と児童虐待対応との連携強化等、① DV 対応と児童虐待対応との連携強化、② 婦人相談所・一時保護所の体制強化」等、昨今の深刻な児童虐待事案を踏まえた指針が含まれている。この指針を基本計画にも反映していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、追記することとする。

(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、DV 被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなど DV 被害者等に同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制や、DV 被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。【厚生労働省】

個別計画案文の検討結果

省庁名【国土交通省】

施策番号 23

【事前提出した計画案文等】

3 居住の安定（基本法第 16 条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等へのマッチング・入居支援の取組等を支援する。

【第 36 回基本計画策定・推進専門委員等会議における事前通告質問】

○ 中曽根構成員

居住支援協議会及び居住支援法人という組織が、あまり一般的には知られていないように思うので、マッチング・入居支援の取組等を支援することはもちろんだが、その前に、広報・周知されることが必要ではないか。計画案分の中に広報・周知などの言葉も入れてはどうか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

居住支援協議会及び居住支援法人の制度等については、当省のHPにおいて周知しているほか、厚生労働省と居住支援サミットを共催するなどの取組を実施しているところであり、今後も引き続き周知に努めるものとして、構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

3 居住の安定（基本法第 16 条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知するとともに、犯罪被害者等への住まいのマッチング・入居支援の取組等を支援する。